

議案第10号

南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月2日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44条）の一部が改正されたことに伴い、南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

南風原町立幼稚園保育料条例（平成27年南風原町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表の備考第1項を次のように改める。

- 1 上表の所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2項に関する所得割をいう。）の額の計算については、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定は、適用しないものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。